

低所得者層等に対する自立支援方策 -日本と韓国の対比から

佛教大学 福祉教育開発センター

専任講師 佐藤順子

I 低所得者等の自立支援方策の 現状(日本)①

①生活保護制度(給付)における自立支援方策

- 求職活動支援中心の経済的自立支援方策
 - 全福祉事務所に生活保護就労支援員を配置
- 一方で、低所得者層に対する生業扶助(給付)の活用は不十分

生業扶助とは...

- 目的：被保護者・要保護者の稼働能力を引き出し、助長することによって自立を図る
- 種類：
 - i 生業費(小規模事業を営むための資金または生業を行うために必要な器具等)
 - ii 技能習得費(生計維持に役立つ生業につくための技能を習得する経費)
 - iii 就職支度費(就職の確定した生活保護受給者に必要な被覆や履物等の経費)
- 基準額：45,000円(特別基準額75,000円)

その実態は…

平成25年 厚生労働省社会・援護局保護課資料

「生業扶助及び一時扶助について」全国福祉事務所調査より

- 支給実績のある自治体17.0%
 - 内訳：就職支度費がほとんど(建設業の作業着代、飲食業の調理器具代など)
- 支給実績のない自治体83.0%
 - 「生業による自立を目指すものがいなかった」が94%
- 回答者(福祉事務所生活保護現業員)の声
 - 「基準額が低い」
 - 「自営業への支援は成功するか…福祉事務所では成否の判断が難しい」
 - 「自営業への支援より就職への支援を充実させるべき」

Ⅱ 低所得者等の自立支援方策の現状(日本)②

②生活福祉資金貸付事業と自立支援方策(貸付)

- 社会福祉法第2条第2項第7項
「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」
- 実施主体は社会福祉法人・都道府県社会福祉協議会
- 方法：低所得世帯など(おおむね市町村民税非課税世帯)に対し、資金の貸付けと必要な相談援助を行う
- 目的：
 - i 経済的自立、 ii 生活意欲の助長促進、 iii 在宅福祉、
 - iv 社会参加の促進を図る、 v 安定した生活を送れるようにする

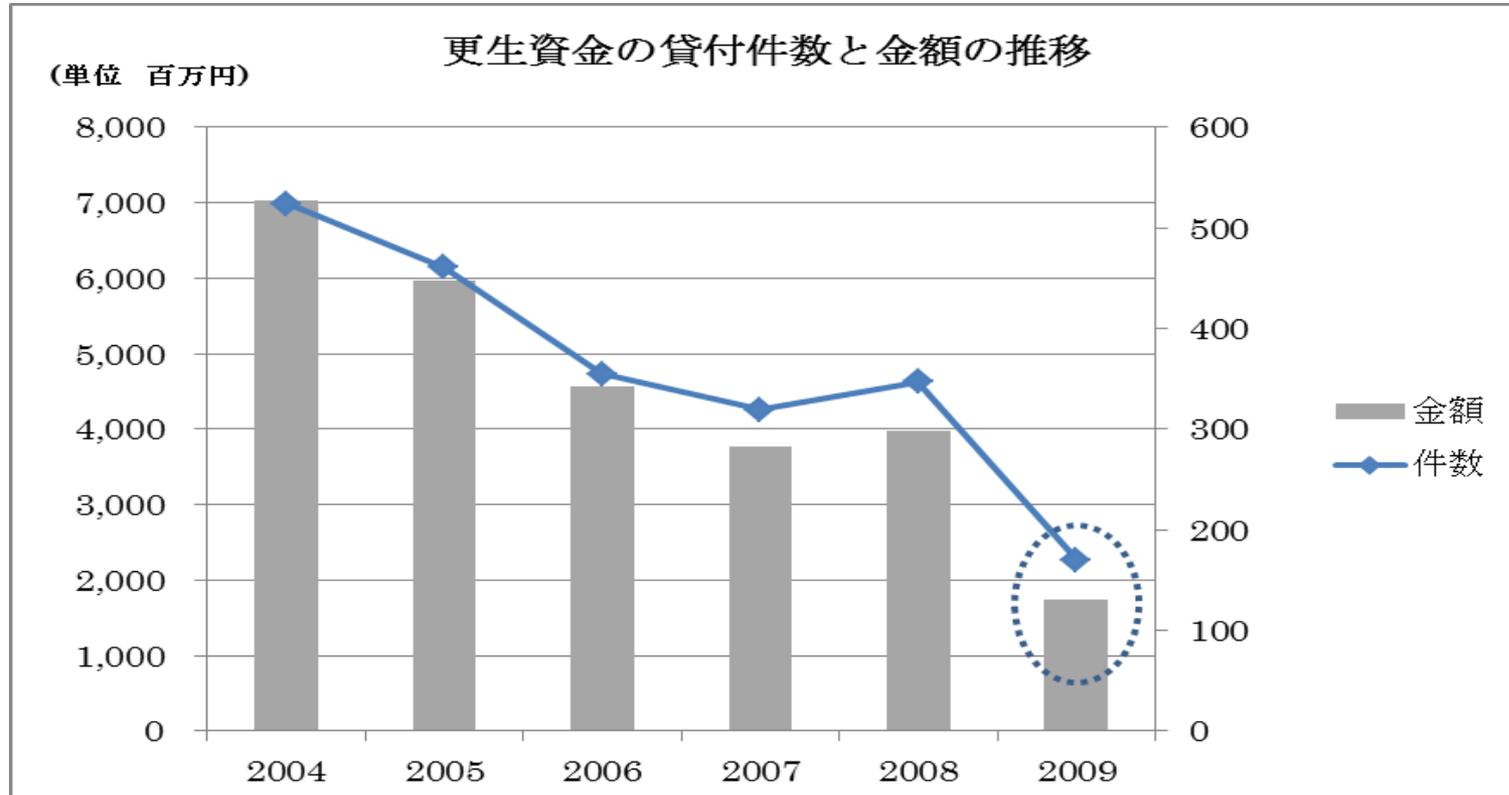
福祉資金/福祉費とは…

- 生業を営むために必要な経費および就職・技能習得に必要な経費で、生活福祉資金の内、福祉資金/福祉費(旧・更生資金・障害者更生資金)をさす
- 限度額は580万円まで
- 年利は保証人がある場合は0%、ない場合は1.5%

その実態は①

(国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト

<http://www.ipss.go.jp/ssj-db/274.xls>より作成)



その実態は②

- ただし、2009年の更生資金(現・福祉費)の貸付件数と金額は2009年4月～9月末日までの6か月間の実績
 - 2009年10月の改正によって、更生資金は福祉資金(福祉費)に含められており、抽出不能となっている
- 福祉費貸付実態の把握が困難に

なぜ福祉費は減少しているか

- ニーズの減少か？
 - 貸付を行う社会福祉協議会の抱える問題か？
- そもそもニーズ把握のための調査を行っていないのが現状

実施主体ごとに異なる対応

- 自己資金を必要とするところも、ないところも
- 事業運転資金の貸付を認めているところもあれば、ないところも
- 就職・技能習得費：
 - 各種学校学費の貸付自体を行っていないところも
 - 社会人を対象としているところもあれば、対象としないところも

専門的な助言を行う体制の未整備

「生活福祉資金貸付事業担当者インタビューより」
佐藤：2013)

- 「生業費の審査自体、社会福祉協議会が行うことが適切かどうか疑問である」
- 「(社会福祉協議会)職員は起業融資審査のプロではないので相談対応が難しい」
- 「生業費貸付申請者は経験がないにも関わらず、起業を希望する事例があり、対応が難しいと感じている」

→社会福祉協議会のみが相談、審査・貸付・償還指導を行なうことが適切か

Ⅲ 韓国の国民基礎生活保障法と 自活支援事業

特徴①

- 国民基礎生活保障法(1999年制定)
 - 法に組み込まれたWelfare to Workかつ
Welfare and Workの受け皿としての自活支援
事業
 - 国民基礎生活保障法受給者層だけでなく、
基礎生活最低基準120~150%以下の勤労低所得
者層にも法の適用が可能

特徴②

自活支援事業にビルトインされた 支援や資金提供などの仕組み

i 中央自活センター(2008年発足)と民間委託機関
による就労支援

- 流れは、自活事業プログラム→自活企業→共同創業
- 業種は、清掃、介護、住宅管理、ごみリサイクル等
- 過去、8万人が2382社の自活訓練事業団(2~3年程度)を経て、1370の自活事業が創業

(中央自活センター イ・シウ氏)

特徴③

自活事業の創業・運営資金 に対する融資事業

- 自活事業の創業、運営の保証金や運営資金等を無担保無保証で貸付ける
(2005年～、2009年以降は休眠口座を財源にしている)
- 対象：国民生活基礎保障法受給者層と低所得者層
(個人または創業希望団体)
- 条件：無担保融資は運営資金2000万ウォン(約200万円)、
保証金は1億ウォン(約1,000万円)以下
- 金利等：年2%、返済期間は6か月据置後、54ヶ月毎月分割返済
- 実績：2005年～2008年・179の自活事業に65億ウォン(約6億5,000万円)、2009年～2014年・1311名に262億ウォン(約26億2,000万円)を貸出す
- 返済率は2005年以降、平均で71%

特徴④-1 希望を育てる通帳の取組み

i 希望を育てる通帳 1

- 対象：国民生活基礎保障法受給者(2014年～)
- 毎月10万ウォン(約1万円)以上、3年間で平均1300万ウォン(約130万円) 積立てる

ii 希望を育てる通帳 2

- 対象：基礎生活費基準の120%以下の低所得者(2010年～)
- 毎月10万ウォン(約1万円)、3年間で平均720万ウォン(約72万円)積立てる、ただし、技能等教育履修が条件
- 40歳～50歳、首都圏在住、中学卒業の女性が多い
信用が回復し、社会福祉施設に就職した事例がある

特徴④-2希望を育てる通帳の取組み

iii 明日を育てる通帳

- 対象：自活事業参加者(2010年～)
- 平均1100万ウォン(約110万円)、最大で1300万ウォン(130万円)積立てる、ただし、就労・創業教育履修が条件
- ・「個人自営業者は閉店の比率が高く、共同創業や社会的企業に貸出すことが望ましい」

(中央自活センター ソ・カァングク氏)

これからの日本の低所得者層等に対する自立支援方策

- 生活困窮者自立支援法の施行(2015年4月)
 - 「就職」から「中間的就労事業」へ
 - 「中間的就労事業」
 - 一般労働市場における自律的労働へ移行することが目標
 - 一般事業型と社会的企業型
 - (受入れ社会的企業の条件：
生活困窮者の就労機会提供・就労者の内、30%以上)
- ↓
- 生活困窮者の自立支援方策として創業(起業)は視野に入られていない
- 社会的企業を生活困窮者就労の受け皿として想定することの是非
- 非雇用型中間的就労における最低賃金適用等の除外